（農業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項の表第五十二条の四十四第一項第一号の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号の商号	商号又は名称の名称

第四十六条第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を「及び第五十二条の四十四第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項の表第五十二条の四十四第一項第一号の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号の商号	商号又は名称の名称

第二十四条の三第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を「及び第五十二条の四十四第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項の表銀行法施行令第七条並びに第十六条の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項の項中「銀行法施行令」の下に「第五条第三項、」を加え、同表銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の項の次に次のように加える。

銀行法施行令第十六条の七第三項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の表第五十二条の四十第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号	名称、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国

第四十五条第一項の表第五十二条の四十四第一項第一号の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号の商号	商号又は名称の名称

第四十五条第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を「及び第五十二条の四十四第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十六号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三十九条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（連結情報提供に係る手数料の額）」に改める。

本則に次の一条を加える。

（調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額）

第七条　法第三十九条の二第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九条の二第二項に規定する業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄